



IWAY 基準

居住施設セクション

居住施設に関する一般セクションの追加要件

一般セクションに含まれる全ての要件は、居住施設と共用施設（緊急管理、建物・電気の安全性など）に同等に適用されます。

3

子どもの保護 と学習・家庭 生活の支援

子どもの保護

基本

A 3.1 居住施設に住む子どもは、危険区域に立ち入ることができないこと。

家庭生活の支援

優秀

A 3.2 家庭生活は、最低限、以下の内容が推進されること。

- 家族に居住施設が提供されること。
- 労働者の子どものために学習の機会または放課後プログラムが利用できない場合、提供されること。
- 子どもが遊ぶための安全な場所が確保されていること。

7

適切な 労働・生活環境

居住者の権利

必須

A 7.1 労働者は指定された*居住施設*に住むことを要求されないこと。

A 7.2 居住者はいつでも *居住施設* を出る権利があること。

基本

A 7.3 *居住者* は自身の権利と義務を理解し、*居住施設* に関する規則が書面で配布されること。

A 7.4 *居住者* には、*居住施設費* の明細書と領収書が渡されること。

A 7.5 *居住施設の費用* は、平均相場を上回ることがないこと。

上級

A 7.6 銀行、ショッピング、医療機関等の施設へのアクセスが容易であること。

居住施設

基本

A 7.7 *居住施設* は構造上において問題がないこと。自然光と室内照明が充実しており、気象条件に対する対策がされていること。電力と水が継続的に供給され、換気が十分であり、必要な場合暖房が設置されていること。

A 7.8 *居住施設* は、危険性の高い業務が行われている建物内がないこと。騒音の発生源から離れた場所に設置されていること。

個人の生活空間

	基本	
A 7.9	男女が同じ建物内に居住し、 <i>居住者</i> が二人部屋を選択しない場合、男女別の部屋が提供されていること。	
A 7.10	平均的な居住面積は、1人あたり少なくとも3.8m ² あり、天井高は2.1m以上あること。部屋を共有する場合、最大収容人数は、広さに関係なく8人である。	
A 7.11	各 <i>居住者</i> には、個人用のベッドやマットレス、敷き布団が提供され、各自の私物を安全に保管できるロッカー、その他身の回りの日用品を保管できる個別の収納スペースがあること。部屋は、外側と内側の両方から施錠でき、鍵もしくは同等のものが与えられること。	

	上級	
A 7.12	部屋が共有される場合、 <i>居住者</i> のプライバシーが守られる構造であること。	

	優秀	
A 7.13	労働者に個室を提供すること。	

共用施設

	基本	
A 7.14	<i>居住施設</i> に清潔で使用できる状態の台所が設置されていること。調理する場合は指定された場所のみで行われること。台所は、ケータリングサービスや同等のものと代替することができる。	
A 7.15	清潔で十分な設備を備えた、男女別の適当な数の洗面所とトイレ、シャワーが利用できること。シャワーはお湯の利用も可能であること。	

	上級	
A 7.16	レクリエーション施設があること。	
A 7.17	病気にかかった <i>居住者</i> が最適な療養と他者から隔離できる適切な施設があること。	

定義・用語集

居住施設	サプライヤーまたはサプライヤーの代理が提供する居住施設。個人の居住空間と共用施設で構成される。トラック型キャビンは居住施設とは見なされない。
共用施設	他の居住者と空間を共有する必要がある場所。例：台所、シャワー、トイレ、洗面所、ランドリールーム、レクリエーション施設等。
居住者	居住施設の住人・労働者。家族が含まれる場合もある。
労働者	フルタイムまたはパートタイムで仕事をする者。出来高払いの労働者、職業訓練生、試用期間中の労働者、および現場で週18時間以上働く下請け契約労働者を含む。